

京都工芸美術作家協会 創立 80 周年展事業実行委員会規約

(目的)

第 1 条 京都工芸美術作家協会会則（以下「会則」という。）第 6 条第 6 号の規定に基づき、京都工芸美術作家協会（以下「協会」という。）が行う「京都工芸美術作家協会 創立 80 周年展事業」（以下「周年展事業」という。）を開催することを目的とする。周年展事業は創立 80 周年を迎えた協会会員の作品を一堂に展覧することにより、現在の京都工芸の神髄を多くの方々に紹介するものである。

(名称)

第 2 条 この委員会は、「『京都工芸美術作家協会 創立 80 周年展事業』実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、周年展事業の準備、運営、実施等の事業を行う。

(構成)

第 4 条 実行委員会は、実行委員長及び実行委員長が任命した実行委員をもって構成する。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1 名
- (2) 部門責任者 若干名
- (3) 部門副責任者 若干名

(役員を選出)

第 6 条 実行委員長は協会理事長の職にある者をもって充てる。

- 2 部門責任者及び部門副責任者は、実行委員会の承認を得て実行委員長が任命する。

(役員の職務)

第 7 条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、実行委員会を総括し、代表する。
- (2) 部門責任者は担当する部門を総括する。
- (3) 部門副責任者は担当する部門責任者を補佐する。
- (4) 実行委員長に事故あるときは、あらかじめ実行委員長の指名した役員が、その職務を代理する。

(任期)

第8条 実行委員及び役員の任期は、第11条の規定に基づき解散するまでとする。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を円滑かつ効率的に執行するため、事務局を京都府文化芸術課に置き、次のとおり職員を配置する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、協会予算及び京都府からの負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(設置期間)

第11条 実行委員会は、規約施行の日に設立し、実行委員会の目的が達成されたときに解散するものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。